

令和3年1月8日

施設利用者ご家族の皆様

練馬福祉園施設長 宮原 康輔

新型コロナウイルス感染防止における緊急事態宣言下の対応策

日本国内における新型コロナウイルス感染拡大や医療体制の逼迫を受け、1都3県に対して1/7（木）政府関係機関より「緊急事態宣言」が発出されました。

「緊急事態宣言」の自粛要請等を踏まえて、令和3年1月11日以降の当施設の運営につきましては、以下の通りとさせていただきます。

1、運営事業について

○施設入所支援

・面会の制限について

今まで通り、オンライン面会のみとさせていただきます。また、品物のお届けのための来園もご遠慮ください。ご利用者の急病など緊急時の際には、園からご連絡いたします。また、治療のための通院・入院を除き、ご利用者の外出・外泊は控えます。ご家族と一緒に外出・外泊についてもご遠慮ください。

・利用者の日常生活について

各生活棟や通所事業の利用者と動線を分け、散策や日中活動を行います。外出については中止し、代わりに利用者の嗜好に応じてデリバリーなどを利用します。

理美容は、各棟の動線分けや換気・ソーシャルディスタンスを取り3密を回避しつつ継続していきます。

・医療面について

嘱託医による施設への往診については、利用者の健康管理を目的に継続していきます。但し、外部への医療機関を受診する場合には、緊急性や必要性を勘案し慎重に判断した上で実施していきます。

○短期入所

今回の「緊急事態宣言」による、事業停止や縮小は行いません。

但し、事業利用 3 日前からの健康管理表の作成や平日の入退所、当面はリピータの方を対象とし、利用期間は 1～2 週間とします。

なお、ご利用者の体調不良時や当施設で新型コロナウイルスが発生した場合は、利用のキャンセルをお願いすることもあります。

詳細は、ホームページ上にある「●2020.10.08 短期入所事業再開について」をご参照下さい。

○通所事業：生活介護通所・児童発達支援事業「えとわる」

今回の「緊急事態宣言」による、通所事業の事業停止や縮小等を行いません。

但し、新規感染者が増加傾向にあることから、ご利用者・ご家族の判断で、自主的にご利用を控えて頂いても構いません。その場合は、事前にご利用事業までご連絡下さい。

・体調不良時の対応

ご利用日にご家庭で検温や体調管理をお願いしていますが、発熱や風邪などの症状が見られた場合は、当日のご利用をお控え下さい。また、事業をご利用中に、体調不良の様子が確認された場合は、ご家族等によるお迎えをお願い致します。

・新型コロナウイルス濃厚接触が疑われる場合

ご家族が職場や学校等で新型コロナウイルス陽性者が出た場合、所管する保健所等から濃厚接触者として判断された場合は、必ず当施設までご連絡下さい。

2、施設内の感染防止対応策

施設内では、新型コロナウイルス感染症対策として以下の予防対策を実施し、感染防止を図っておりますので、ご理解の程よろしくお願い致します。

○園内の予防対策

- ・各職員は勤務前に体温の測定
- ・職員の体調不良時は、医療機関への速やかな受診、自宅静養や加療
- ・出勤時の手洗いうがいの励行
- ・生活棟の入退時、支援中適宜に手洗いもしくは手指消毒
- ・全職員支援中のマスク着用
- ・他の生活棟や通所事業の利用者との接触をなるべく避ける為、施設内動線の区分け及び日中活動エリアの限定
- ・来訪者への健康確認及び検温の実施

○職員への協力依頼

- ・公共交通機関利用の職員には、自家用車やオートバイ・自転車等の交通用具へ切り替えを推奨
- ・妊産婦職員へ在宅ワーク推奨
- ・公共交通機関利用の職員には、通勤用のマスクの支給
- ・休日や夜間の不要不急の外出自粛
- ・遊興施設や娯楽施設への利用禁止
- ・帰省や旅行等を伴う遠距離移動の自粛

今後の新型コロナウイルス感染拡大や政府関係機関からの指針等により、施設内の感染予防策の随時見直し、必要な対策を検討していきます。

ご家族の皆様におかれましても、体調管理にお気をつけ下さい。

以上